

# ＜令和8年度版＞

## 行政不服審査法の

### 逐条解説

#### (全条文の解説)

##### 【目次】

第1章 総則 (1~8条)	p 2~13
第2章 審査請求	
第1節 審査庁及び審理関係人 (9~17条)	p 14~31
第2節 審査請求の手続 (18~27条)	p 32~56
第3節 審理手続 (28~42条)	p 57~78
第4節 行政不服審査会等への諮問 (43条)	p 79~82
第5節 裁決 (44~53条)	p 83~99
第3章 再調査の請求 (54~61条)	p 100~108
第4章 再審査請求 (62~66条)	p 109~115
第5章 行政不服審査会等	
第1節 行政不服審査会	
第1款 設置及び組織 (67~73条)	p 116~126
第2款 審査会の調査審議の手続 (74~79条)	p 127~133
第3款 雜則 (80条)	p 134
第2節 地方公共団体に置かれる機関 (81条)	p 134~136
第6章 補則 (82条~87条)	p 137~143

本文中の赤字：令和7年6月1日施行分

本文中の青字：令和6年4月1日施行分

# 行政不服審査法

## 第1章 総則

### (目的等)

第1条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

### 【行政不服審査法の目的】(1条1項)

#### ■ 目的

行政不服審査法は、「国民の権利利益の救済」と「行政の適正な運営確保」の2つを目的にしています。

#### ■ 「公正」を重視

新しく「公正」という言葉が追加されました。

公正は「公に正しい」なので、「誰にとっても公平で正しい」というイメージ。

#### ■ 「違法」と「不当」

行政不服審査法は「違法」と「不当」の両方が対象です。

ただし、不当を理由に処分が取り消されたことは、ほとんどないそうです。

行政事件訴訟法との比較で良く見かけます。(行政事件訴訟法は違法だけ)

#### ■ 事実行為も含まれる ※一部の条文では除外されています

「処分その他公権力の行使に当たる行為」には、事実行為も含まれます。

(「事実行為=行政指導」というイメージ)

#### ■ 「国民」の範囲

意外かもしれません、会社(法人)や外国人も含まれます。

ただし、外国人の出入国と帰化についての処分は不服申立てできません。

(7条1項10号)

# 行政不服審査法

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

## 【不服申立ての一般法】（1条2項）

### ■ 「一般法」と「特別法」

行政不服審査法が、行政に関する不服申立ての一般法になっていることを表している条文です。

「他の法律に特別の定めがある」場合、他の法律（特別法）が優先されます。そうでなければ、行政不服審査法（一般法）のルールを使います。

「他の法律に特別の定めがある」例が、国家公務員法90条1項・2項です。

### 【参考】国家公務員法90条1項・2項

前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求）をすることができる。

2 前条第1項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

国家公務員法では、「人事院」に対してだけ審査請求ができるように特別の定めがあります。

「行政不服審査法（一般法）」「国家公務員法（特別法）」という関係です。

# 行政不服審査法

(処分についての審査請求)

第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

## 【処分に納得できない場合】(2条)

### ■ 処分は、審査請求に一本化

行政庁の処分に納得できない場合は、審査請求をすることができます。

### ■ 不服申立てできる人（不服申立適格）

処分の不服申立てをするための条件（不服申立適格）と、

行政事件訴訟法の取消訴訟で裁判をするための条件（原告適格）は

同じという判例があります。（最判昭53.3.14）

どちらも「法律上の利益」があることが必要です。

# 行政不服審査法

(不作為についての審査請求)

第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

## 【不作為に納得できない場合】（3条）

### ■ 不作為も、審査請求に一本化

行政庁の不作為に納得できない場合は、処分と同じように審査請求できます。  
「不作為＝行政から返事が来ない（行政がサボっている）」というイメージ。

### ■ 不服申立てできる人（不服申立適格）

不作為の不服申立てをする条件（不服申立適格）と、行政事件訴訟法の不作為の違法確認訴訟をする条件（原告適格）は同じです。

どちらも「申請した本人」ができます。

### ■ 不作為についての審査請求をするための条件

不作為についての審査請求をするには、次の3つの条件がすべて必要です。

- ① 申請した本人がする
- ② 申請をしてから相当の期間が過ぎた
- ③ でも、行政から返事が来ない（行政庁の不作為がある）

なので、申請をしていなければ、不作為についての審査請求はできません。

過去に「法令に違反する事実があって、その是正のためにされるべき処分がされない場合、不作為について審査請求できる」という選択肢が出ましたが、これは申請していないので、審査請求できません。

# 行政不服審査法

(審査請求をすべき行政庁)

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長である場合  
⇒ 当該処分庁等
- 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合  
⇒ 宮内庁長官又は当該庁の長
- 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前2号に掲げる場合を除く。）  
⇒ 当該主任の大臣
- 四 前3号に掲げる場合以外の場合  
⇒ 当該処分庁等の最上級行政庁

## 【審査請求をどこにするのか】（4条）

- 上級行政庁がない／処分庁が大臣 or 宮内庁長官 or 庁の長官（1号）  
「処分庁等」（処分庁 or 不作為庁）に審査請求します。
- 上級行政庁が宮内庁長官 or 庁の長官（2号）  
「宮内庁長官 or 庁の長官」に審査請求します。
- 上級行政庁が大臣（3号）  
「大臣」に審査請求します。（例：総務大臣）
- その他（4号）  
「最上級行政庁」に審査請求します。「ひとつ上」じゃなくて「一番上」です。

# 行政不服審査法

(再調査の請求)

第5条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第2条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

## 【新制度「再調査の請求」】(5条1項)

### ■ 「再調査の請求」ができる場合

行政庁がした処分について、処分庁以外の行政庁に審査請求ができる、法律に「再調査の請求できる」と書いてあれば、処分に納得できない人は、処分庁に再調査の請求ができます。

例：国税通則法81条

「法律」に書いてなきやダメなので、「条例」に再調査の請求について書くことはできません。

再調査の請求の対象は「処分」なので、「不作為」について再調査の請求はできません。

### ■ 自由選択主義

「審査請求」と「再調査の請求」は、行政にクレームをつけたい人（不服申立人）が、どちらをするか選べます。

ただし、両方を同時にはできません。

審査請求をしたら、再調査の請求はできなくなります。

一方、再調査の請求をしたら、原則として、再調査の請求の結論（決定）が出るまで、審査請求はできなくなります。（詳しくは5条2項）

## 行政不服審査法

- 2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 当該処分につき再調査の請求をした日（第61条において読み替えて準用する第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合
  - 二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

### 【再調査の請求→審査請求】（5条2項）

#### ■ 再調査の請求をした後に、審査請求をするための条件

再調査の請求をしたら、原則として、結論（決定）が出た後じゃないと、審査請求はできません。

#### ■ 例外2つ

再調査の請求の決定が出る前に、審査請求ができる例外は、2つあります。

ひとつは、再調査の請求をした日の翌日から「3ヶ月」経っても決定が出ない場合。（補正があった場合は、補正日の翌日から3ヶ月）

もうひとつは、「正当な理由がある」場合です。

# 行政不服審査法

(再審査請求)

第6条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

## 【再審査請求】（6条1項）

### ■ 再審査請求をするための条件

再審査請求は、法律に「再審査請求できる」と書いてあれば、審査請求の結論（裁決）に納得できない人が再審査請求できます。

例：厚生年金保険法90条

再審査請求できるのは「処分」だけです。不作為はできません。

2 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対するものとする。

## 【再審査請求の対象】（6条2項）

### ■ 「原裁決」or「処分」に対する再審査請求

再審査請求は、審査請求の裁決（原裁決）に納得できない場合もできるし、審査請求をするきっかけになった処分についてもできます。

再審査請求の結論も「裁決」なので、それと区別するために、審査請求の結論を「原裁決」と呼んでいます。

### ■ 再審査請求の申請先

再審査請求の申請先は、「法律」に書いてあります。  
上級行政庁ではないので、注意。

# 行政不服審査法

(適用除外)

- 第7条 次に掲げる処分及びその不作為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。
- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分
  - 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分
  - 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
  - 四 檢査官会議で決すべきものとされている処分
  - 五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの
  - 六 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分

## 【審査請求できない処分・不作為①】(7条1項1号～6号)

### ■ 審査請求できない処分・不作為、その1

次の①～⑥については、審査請求はできません。

- ① 国会・議会 例：議員の懲罰決議  
三権分立から、国会は「立法」なので、行政の管轄外です。
- ② 裁判所 例：宗教法人の解散命令  
三権分立から、裁判所は「司法」なので、行政の管轄外です。
- ③ 国会・議会を経由する処分 例：公用財産の用途の廃止、変更  
①と同じように、国会や議会（立法）を経由しているので、行政の管轄外です。
- ④ 檢査官会議 例：弁償責任の検定  
検査官会議をする会計検査院は、内閣から独立した機関なので、行政の管轄外です。
- ⑤ 形式的当事者訴訟 例：土地収用の損失補償の増額
- ⑥ 刑事事件（6号） 例：収容状の発布

次のページに、続きがあります。

## 行政不服審査法

- 七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分
- 八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分
- 九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院  
又は少年鑑別所において、収容の目的を達成するためにされる処分
- 十 外国人の出入国又は帰化に関する処分
- 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- 十二 この法律に基づく処分（第5章第1節第2款の規定に基づく処分を除く。）

### 改正【審査請求できない処分・不作為②】（7条1項7号～12号）

#### ■ 審査請求できない処分・不作為、その2

次の⑦～⑫についても、審査請求はできません。

- ⑦ 税金・金融 例：通告処分
- ⑧ 学校 例：児童の出席停止命令
- ⑨ 刑務所 例：受刑者に対する刑罰の執行  
※ 改正で「婦人補導院」が削除されました
- ⑩ 外国人 例：帰化申請の許可処分  
※ 難民認定処分は審査請求できます
- ⑪ 国家試験 例：行政書士試験の結果についての処分
- ⑫ 行政不服審査法でする処分 例：審査請求の最中の処分

## 行政不服審査法

2　国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

### 【固有の資格】（7条2項）

#### ■ 「固有の資格」とは

たとえば、山梨県が、資金調達のために「債券（借金）」を新しく発行する場合、総務大臣の許可（起債許可処分）が必要ですが、この起債許可処分を受けるのは、県や市といった行政だけで、国民がこの処分を受けることはありません。

このように、その処分を受けるのは行政だけで、国民が受けることのないものを「固有の資格において処分の相手方となる」といいます。

#### ■ 審査請求の対象外

行政が「固有の資格」で受ける処分や不作為は、審査請求できません。

行政不服審査法は、1条の目的にあるように「国民の権利利益を守る」ことが一番の目的なので、国民が審査請求をすることがない処分や不作為は、審査請求の対象外です。

# 行政不服審査法

(特別の不服申立ての制度)

第8条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

## 【特別の不服申立て制度】(8条)

■ 別の法令でつくれば、不服申立てできる

7条に、審査請求できない処分・不作為が書いてありますが、あくまでも「行政不服審査法の審査請求」ができないだけです。

なので、他の法令で、不服申立ての制度をつくれば、そっちの不服申立てはできますよ、という条文です。

たとえば、普通地方公共団体が、国の機関に対する、国地方係争処理委員会への審査の申出は、特別な不服申立てのひとつです。  
(地方自治法 250条の13第1項)

行政不服審査法は「一般法」で、他の法令が「特別法」になるので、特別法が優先されます。

# 行政不服審査法

## 第2章 審査請求

### 第1節 審査庁及び審理関係人

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
- 二 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
- 三 地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

#### 【審査請求の担当者】（9条1項）

##### ■ 審理員の指名義務&通知義務

審査庁は、審査庁に所属する職員の中から審査請求の担当者（審理員）を指名して、審査請求人と処分庁等に「審理員は○○さんです」と通知する義務があります。

審理員を指名する義務がなくなる例外は、次の3パターンです。

- ① 審査庁が、特定の委員会 or 審議会 or 監査委員の場合
- ② 条例に特別の定めがある場合（審理員の指名不要、と書いてある）
- ③ 審査請求を却下する場合

## 行政不服審査法

- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
  - 二 審査請求人
  - 三 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
  - 四 審査請求人の代理人
  - 五 前2号に掲げる者であった者
  - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - 七 第13条第1項に規定する利害関係人

### 【審理員になれない人】(9条2項)

#### ■ 1号：処分や決定（再調査の請求の結論）の関係者

審査請求をする原因になった処分や、再調査の請求の決定に関わった人は当事者なので、審理員にはなれません。

#### ■ 2～6号：審査請求をした本人や、その近親者、保護者（身内）

審査請求をした本人はもちろん、その妻／夫、親族は審理員になれません。また、本人に代わって審査請求をした代理人も、ダメです。

審査請求人が制限行為能力者の場合、その保護者も審理員になれません。

#### ■ 7号：利害関係のある第三者

第三者でも、利害関係のある人は、ある意味当事者なので、審理員になれません。

## 行政不服審査法

3 審査庁が第1項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第1の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第17条、第40条、第42条及び第50条第2項は、適用しない。

### 【読み替え規定①】（9条3項）

#### ■ 「審理員」を「審査庁」に読み替える

9条1項のただし書き（審理員の指名義務&通知義務がない場合）に該当すると、審査請求を担当するのは、審理員ではなく「審査庁」自身になるので、そのための読み替え条文です。

内容について、特におさえる必要はありません。

## 行政不服審査法

4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第2項各号（第1項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第1号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第31条第1項の規定による審査請求人若しくは第13条第4項に規定する参加人の意見の陳述を聽かせ、前項において読み替えて適用する第34条の規定による参考人の陳述を聽かせ、同項において読み替えて適用する第35条第1項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第36条の規定による第28条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

### 【審査請求の手伝い】（9条4項）

#### ※ 再調査の請求に準用

##### ■ 職員に審査請求を手伝わせてもOK

審査庁（審査請求を担当する行政庁）は、必要があれば、職員（部下）に、審査請求の審理の手続を手伝わせることができます。

手伝わせることができるのは、次の5つです。

- ① 審査請求人・参加人（利害関係者）の意見陳述
- ② 参考人（目撃者や専門家）の陳述
- ③ 検証（現場検証）
- ④ 審理関係人への質問
- ⑤ 審理関係人の意見聴取

# 行政不服審査法

(法人でない社団又は財団の審査請求)

第10条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

## 【任意団体の審査請求】(10条)

### ※ 再調査の請求に準用

#### ■ 法人格がない団体でも、団体名で審査請求できる

法人格がない団体（任意団体）でも、団体名で審査請求できます。

そのための条件は、次の通りです。

- ・社団 ⇒ 代表者がいる
- ・財団 ⇒ 管理人がいる

社団は、中心に「人」がいる団体のことです。（人の集まり）

財団は、中心に「財産」がある団体のことです。（財産の集まり）

法人にすると、それぞれ「一般社団法人／公益社団法人」

「一般財団法人／公益財団法人」となります。

(総代)

第11条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができる。

## 【総代】(11条1項)

### ※ 再調査の請求に準用

#### ■ 大人数で審査請求する場合

ひとつの処分について、多くの人が共同で審査請求することもできますが、このとき、不服申立人の代表者（総代）を3人まで選べます。総代は「行政との連絡役」というイメージです。

総代を選ぶことで、審査請求をスムーズに進める効果が期待されます。

（行政側が、不服申立人ひとりひとりに連絡する手間が省ける）

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

## 【総代の互選命令】(11条2項)

### ※ 再調査の請求に準用

#### ■ 審理員が命令できる場合

大人数で審査請求をしたけど、総代がいない場合、審理員は、総代を選ぶように命令できます。

たとえば、審査請求人が100人いて、総代を選ばないと審査請求がスムーズに進まないのに、総代を選んでくれない場合、行政側から「総代がいないと不便なので、総代を選んでね」と言う権利があります。

もし、この命令を無視すると、却下裁決になるので、不服申立人は命令に従わないと、審査請求が終わってしまいます。

## 行政不服審査法

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

### 【総代の権限】(11条3項)

#### ※ 再調査の請求に準用

##### ■ キャンセルだけできない

総代は、審査請求人の代表なので、原則として、審査請求についてのほぼすべてのことをする権限があります。

例外はひとつで、それが「取下げ（キャンセル）」です。

総代の独断でキャンセルされたら、他の審査請求人はたまりませんので、取下げだけはできません。

また、総代は「各自」キャンセル以外の権限があるので、総代が複数いる場合でも、総代ひとりひとりが同じ権限を持っています。

なので、総代が何かする場合、他の総代と一緒にする必要はありません。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

### 【総代以外の審査請求人の権限】(11条4項)

#### ※ 再調査の請求に準用

■ 総代以外の審査請求人が何かする場合は、総代を経由する総代を選んだ場合、総代以外の審査請求人（共同審査請求人）が審査請求についての行為をする際は、総代を通してするようになります。

総代を通さず、総代以外の審査請求人が単独で行為をすることはできません。そうしないと、総代を選んだ意味がなくなりますので。

## <講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト」で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。

ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、  
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。

先生の講座のおかげです。（T.G.さん）

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」ということが大きな力となりました。  
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が  
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが  
出来ました。

半年間のご指導をどうも有難うございました。（K.W.さん）

# <教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。

各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

## <逐条解説>

No.1 行政手続法の逐条解説

No.6 民法の逐条解説（債権総論）

No.2 行政不服審査法の逐条解説

No.7 民法の逐条解説（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の逐条解説

No.8 民法の逐条解説（親族）

No.4 民法の逐条解説（総則）

No.9 民法の逐条解説（相続）

No.5 民法の逐条解説（物権）

No.10 個人情報保護法の逐条解説

## <問題集>

No.1 行政手続法の問題集

No.6 民法の問題集（債権総論）

No.2 行政不服審査法の問題集

No.7 民法の問題集（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の問題集

No.8 民法の問題集（親族）

No.4 民法の問題集（総則）

No.9 民法の問題集（相続）

No.5 民法の問題集（物権）

No.10 個人情報保護法の問題集

## <勉強法>

No.1 もうひとつの勉強法

No.2 基礎知識の足切り対策

## <合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパインダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができないければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をとてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（S.Y.さん）